平成２５年（フ）第４３５号
千葉県柏市柏710番地11　タウンコート柏公園Ⅱ―202号
債務者　鈴木　夏美
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第５０５号
千葉県柏市北柏台８番地４　コープ柏葉１―D号
債務者　永島　健藏
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第７８号
山口県周南市大字久米931番地の99　県営住宅２―101号
債務者　松川　幸弘
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第６７３号
神戸市北区ひよどり台３丁目１番地　105棟504号、従前の住所神戸市北区ひよどり台１丁目８番地　126棟104号
債務者　平　　雅一
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０１号
長崎県長崎市大園町14番２―301号
債務者　中山　清士
法定代理人保佐人　中山　人美
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２０４号
長崎県長崎市片淵５丁目２番56号
債務者　児玉　恵美
1　決定年月日時　平成25年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３０４号
沖縄県那覇市高良２丁目16番10号　サンハイツ上原303
債務者　松堂　末子
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第３２１号
沖縄県糸満市字兼城483番地の３　メゾンかねぐすく204号
債務者　稲岡　吉信
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第６１６号
千葉市若葉区桜木７丁目５番75号　テラス高橋Ａ棟５号
債務者　西野　利江
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６３４号
千葉市緑区誉田町１丁目798番地１　誉田１丁目団地11棟101号
債務者　押尾ツヤ子
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第８４７号
千葉県船橋市西習志野４丁目12番３号　石塚荘５号
債務者　大谷　賢二
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９２５号
千葉県市川市新田２丁目12番15号　トミーハイツ102号
債務者　坂本　智春
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１３１号
長野県上田市諏訪形1284番地１
債務者　田中千代子
1　決定年月日時　平成25年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第１３６号
長野県上田市上田原1189番地５
債務者　寺谷　　進
1　決定年月日時　平成25年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第７６号
長野県茅野市城山19番４号
債務者　平林　　寛
1　決定年月日時　平成25年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第３３９号
岐阜市六条片田２丁目16番20号　グリーン＆エイトＢ102号室
債務者　河田ゆかり（旧姓増田）
1　決定年月日時　平成25年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
岐阜地方裁判所

第明治三十二種郵便物認可